

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第七條 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。別表第一道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の項中、「第二項」の下に、「第九十六条の十第一項」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。

(経過措置)

第二条 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という)附則第二条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 登録を受けたことがある自動車

二 軽自動車

三 小型特殊自動車

四 二輪の小型自動車

第三条 改正法附則第四条の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 軽自動車

二 小型特殊自動車

三 二輪の小型自動車

第四条 改正法附則第四条の国土交通省令で定める期間は、完成検査終了証の発行の日から九月間とする。

第五条 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則(以下「旧道路運送車両法施行規則」という)第六十三條の規定により排出ガス検査終了証を発行し、これを一酸化炭素等発散防止装置指定自動車(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車を除く)の譲受人に交付した者(次項において「排出ガス検査終了証交付者」という)が、あらかじめ、新規検査又は予備検査を申請する者(次項において「申請者」という)の書面又は電磁的方法による承諾を得て、当該排出ガス検査終了証に記載されていた事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、第一条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則(次条において「新道路運送車両法施行規則」という)第六十三條第四項の規定により同項に規定する事項の提供がされたものとみなす。前項の規定による承諾を得た排出ガス検査終了証交付者は、申請者から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があったときは、登録情報処理機関に対し、当該排出ガス検査終了証に記載されていた事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、申請者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第六条 第六条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第一号様式による申請書は、次に掲げる場合を除き、同条の規定による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

一 道路運送車両法第三十三條第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合

二 道路運送車両法第七十五條第五項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四條第一項ただし書の規定により資金管理法人に委託して預託証明書に相当する通知を登録情報処理機関に対して行った場合

四 新道路運送車両法施行規則第六十三條第二項の規定により排出ガス検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合

○国土交通省令第百五号
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第七十四條第二項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四條第二項の照会の方法を定める省令を次のように定める。

平成十七年十一月二日

国土交通大臣 北側 一雄

第一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四條第二項の照会の方法を定める省令の規定により通知された事項について、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第二条 前条の照会を受けた登録情報処理機関は、前条各号に掲げる方法のいずれかにより当該照会に係る事項について国土交通大臣等に対し通知しなければならない。

附則

この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。

告 示

○金融庁告示第六十九号

保険業法(平成七年法律第百五号)第百三十三條の規定により、平成十七年十月二十八日、明治安田生命保険相互会社に対し、業務の一部の停止を命じたので、同法第二百七十三條第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年十一月二日

金融庁長官 五味 廣文

業務の一部の停止の範囲及び期間

一、保険業法第三條第四項の免許に係る保険契約の締結及び保険募集の業務(自動継続による契約の更新を除き、生命保険募集人に委託しているものを含む)について、平成十七年十一月四日から平成十七年十一月十七日までの間

二、保険業法第九十八條第二項及び第百二十三條第一項の規定に基づく認可の申請並びに同条第三項の規定に基づく届出に関する業務について、経営管理体制の抜本的な改善が確認されるまでの間

○法務省告示第五百五十七号
戸籍法第百七十七條の二第二項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によつて戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成十七年十一月十九日から効力を生ずる。

平成十七年十一月二日

法務大臣 杉浦 正健

群馬県多野郡鬼石町長
福島県南会津郡南郷村長
北海道沙流郡日高町長

○外務省告示第千二十九号

平成十七年十月二十一日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七條及び附属書Gに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成十七年十一月二日

外務大臣 麻生 太郎

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七條2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めてい

ます。

また、同協定附属書G3は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よつて、本大臣は、日本国の平成十七会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わつて提案する光栄を有します。